

# 武山米店も認定

国登録の  
有形文化財 気仙沼で3件目



登録文化財に認定された武山米店

気仙沼市魚町二丁目の武山米店（武山佐吉さん所）が、国登録の有形文化財として認定された。文部科学省文化審議会が十日付

で、文部科学大臣に登録認可を答申した。市内では男山本店、角屋に次いで三件目。いずれも魚町。登録されるのは、昭和五

年に建造された武山米店の店舗兼住居。木造二階建てで、奥に行くに従って狭くなっている敷地に合わ

ている。切妻造りで、母屋の奥にはしつこい壁仕上げの石蔵がある。建築士らでつくる「風待ち研究会」（真山美知代代表）が調査し、市が推薦した。武山さんは「風待ち研究会の勧めで、まちづくりに少しでも役立てばと思って申請しました。正直、生活に不便な面もありますが、登録によって建物を維持していこうという気持ちを新たにしました」と話している。重要文化財のほかに、保存活用措置が必要な建造物（築五十年以上）を原簿に登録し、後世に残すための制度。平成八年に導入され、県内では五十件が登録されている。

指定文化財とは異なり、現状変更などに対する規制はない。地域活性化に活用するため、地価税や固定資産税の減税や改修費の低利融資などの優遇措置が受けられる。来年四月からは美術工芸品も登録の対象になる。

国登録の有形文化財は、国や地方公共団体が指定す